

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2026年9月30日現在	
～2026年9月29日	2026年9月30日～

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(ネットワーク)

第1章～第4章 (略)

別紙6 統合ネットワーク/関連サービス提供条件等

1 メニュー一覧

メニュー	内 容
(1)～(3) (略)	(略)

2 各メニュー等の提供条件等

(1)～(3) (略)

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(ネットワーク)

第1章～第4章 (略)

別紙6 統合ネットワーク/関連サービス提供条件等

1 メニュー一覧

メニュー	内 容
(1)～(3) (略)	(略)
(4) docomo business RINK グローバルコネクト powered by Cato	Cato Networks Ltd. （以下本メニューにおいてCato Networksといいます。）のSASEプラットフォーム（Secure Access Service Edgeを略したものであって、セキュリティやネットワークの機能をクラウドで提供するものをいいます。以下、本メニューにおいてCato Cloudといいます。）を利用するためのCato Cloud利用ライセンスと当社の保守及び運用を組み合わせて提供するものであって、国内及び海外の拠点接続、データセンタ等への接続及びリモートアクセスと、セキュリティ機能等を利用可能とするもの

2 各メニュー等の提供条件等

(1)～(3) (略)

(4) [docomo business RINK グローバルコネクト powered by Cato](#)

A 提供条件等

(A) 規約の適用

a 契約者は本メニューの利用にあたり、当社のサービスサイト（<https://sdpf.ntt.com/>）に掲載するCato Networksが定めるMaster Service Agreement、Data Processing and Privacy Agreement、Privacy Policyその他関連規約（以下本メニューにおいて「MSA等」といいます。）が適用されることに同意するものとし、MSA等に基づき、契約者とCato Networksとの間で契約が成立するものとします。

b MSA等に変更があった場合は、その変更された条件が適用されるものとします。

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2026年9月30日現在	
～2026年9月29日	2026年9月30日～
	<u>c 契約者はMSA等に基づき、Cato Cloud利用ライセンスの提供を受けるものと し、Cato Networksが契約者に直接Cato Cloudの提供をするものとします。 なお、本規約とMSA等との間に齟齬が生じる場合は、本規約の条件が優先し て適用されるものとします。</u> <u>(B) 利用申込</u> <u>a 契約者は本メニューの利用申込において、当社が定める申込書及びパラメータ シート等（以下、「申込書等」といいます。）を提出するものとします。</u> <u>b 利用申込には次の区分があります。</u> <u>(a) 新規利用申込</u> 本メニューの利用について、契約期間・ライセンス・ID数・利用帯域等を 設定の上、新規で申込むこと <u>(b) 再利用申込</u> 本メニューに設定された契約期間の満了日の翌日以降の利用について、新 たな契約期間・新たなライセンス・新たなID数・新たな利用帯域等を設定の 上、契約期間の満了後も引き続き本メニューを利用することを申込むこと <u>(c) アップグレード</u> 新規利用申込又は再利用申込に係る契約期間の中で、本メニューに新たな Cato Cloud利用ライセンスの追加又はID数増若しくは帯域増等を伴うCato Cloud利用ライセンスの追加等を申込むこと <u>(C) Cato Cloud利用ライセンスに係る区分</u> Cato Cloud利用ライセンスには、当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に定める区分があります。 <u>(D) 利用申込における制限</u> <u>a 本メニューの利用申込においては、ライセンスに係る最低利用帯域又は最低利 用ID数等の当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に定める制限があ ります。</u> <u>b 契約者は、再利用申込において新たな契約期間・新たなライセンス・新たなID 数・新たな利用帯域等を設定する場合を除き、ダウングレードとなる利用申込 （Cato Cloud利用ライセンス自体の削減又はID数減若しくは帯域減を伴うCat o Cloud利用ライセンスの削減等をいいます。）を請求することはできません。</u>

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2026年9月30日現在	
～2026年9月29日	2026年9月30日～
	<u>c Cato Cloud利用ライセンスに係るその他の条件等の詳細については、サービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）又は申込書等に掲載します。</u> <u>(E) 端末設備の取扱い</u> <u>契約者がハードウェアに係るCato Cloud利用ライセンスの利用申込を請求したときは、MSA等に基づき、契約者に対し端末設備（Socket）が提供されるものとし、当該端末設備（Socket）の所有権は、その引渡しと同時に契約者へ移転するものとします。</u> <u>(F) 提供機能等</u> <u>a 本メニューにおいて、Cato Cloud利用ライセンスによるCato Networksが提供する次に掲げる機能をご利用いただけます。</u> <u>(a) リモートアクセス機能</u> <u>(b) リモートネットワーク機能</u> <u>(c) セキュリティ機能</u> <u>(d) ログ機能</u> <u>(e) その他機能</u> <u>b 本メニューのオプションメニューとして、次に掲げる有償サポートを提供します。</u> <u>(a) 導入支援</u> <u>(b) 運用支援</u> <u>c 提供機能等に係るその他の詳細については、当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）又は申込書等に掲載します。</u> <u>(G) 提供エリア</u> <u>本メニューの提供エリアは、当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）又は申込書等に掲載します。</u> <u>(H) 契約期間</u> <u>a 別冊(ネットワーク) 第2条(最低利用期間)の規定にかかわらず、本メニューには契約期間があります。</u> <u>b 本メニューの契約期間は、次のとおりとします。</u>

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2026年9月30日現在	
～2026年9月29日	2026年9月30日～
	<u>(a) 新規利用申込に係る契約期間（以下、本メニューにおいて新規契約期間と いいます。）又は再利用申込に係る契約期間（以下、本メニューにおいて再契 約期間といいます。）は、新規利用に係るCato Cloud利用ライセンスの利用 開始日又は再利用に係るCato Cloud利用ライセンスの利用開始日から起算 して12カ月以上最大36カ月までとします。</u> <u>(b) アップグレードに係る契約期間は、追加するCato Cloud利用ライセンス ごとにその利用開始日から起算して、新規契約期間にそのアップグレードを した場合は新規契約期間の満了日までとし、再契約期間にそのアップグレー ドをした場合は再契約期間の満了日までとします。</u> <u>(c) 新規契約期間、再契約期間及びアップグレードの契約期間に係るその他の 条件については、当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）又は申込 書等に定めます。</u> <u>c 当社は、契約期間内に契約者による本メニューの廃止があった場合、利用料金 及び工事費用の取扱いについては次のとおりとします。</u> <u>(a) 利用料金の支払方法が一括払いの場合</u> <u>当社は、契約者が支払った本メニューの利用料金を返還しません。</u> <u>(b) 工事費用の支払方法が一括払いの場合</u> <u>当社は、契約者が支払った本メニューの工事費用を返還しません。</u> <u>(c) 利用料金の支払方法が分割払いの場合</u> <u>契約者は、当社が定める期日までに、未払いの期間に相当する本メニューの 利用料金の額を一括して支払っていただきます。</u> <u>(d) 工事費用の支払方法が分割払いの場合</u> <u>契約者は、当社が定める期日までに、未払いの期間に相当する本メニューの 工事費用の額を一括して支払っていただきます。</u> <u>d 本メニューには、契約期間の自動更新はありません。</u> <u>契約者が本メニューの利用を継続したい場合は、本メニューに係る契約期間 の満了日の1カ月前までに再利用申込を行っていただきます。</u> <u>e 契約者は、契約期間の満了日をもって廃止する場合であっても、(I) に定める 契約者が行う本メニューの廃止の請求を実施するものとします。</u> <u>ただし、契約者が行う本メニューの廃止の請求がない場合であっても、本メ ニューは、契約期間の満了日の翌日以降、自動的に廃止します。</u> <u>f 当社は次の場合には、eの規定を適用しません。</u> <u>共通編第15条（当社が行うSDPFサービスの利用に係る契約の解除）第3項の</u>

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2026年9月30日現在	
～2026年9月29日	2026年9月30日～
	<u>規定に基づき当社が本メニューを廃止したとき</u> (I) <u>契約者が行う本メニューの廃止</u> <u>契約者は本メニューを廃止しようとするときは、廃止しようとする日の1カ月前までに当社指定の方法により当社に通知いただきます。</u> (J) <u>利用権の譲渡</u> <u>契約者は、共通編第13条（契約に基づく権利の譲渡）の規定にかかわらず、do como business RINK グローバルコネクト powered by Catoを利用する権利を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りでありません。</u> (K) <u>責任の制限</u> <u>当社は共通編第27条（責任の制限）において、本メニューのうちCato Cloud利用ライセンスに係るCato Networksによる機能の提供について責任を負いません。</u> <u>この場合において、Cato Cloud利用ライセンスに係るCato Networksが提供する機能の責任については、MSA等が適用されます。</u> (L) <u>情報の取得と提供</u> <u>a 当社は、本メニューの提供及び本メニューの保守又は運用のため、契約者が申込書等に記入した申込者情報等を取得します。</u> <u>b aに基づき取得した情報については、本メニューの継続的な提供のため、Cato Cloud利用ライセンスの卸元であるCato Networksに提供する場合があることについて、契約者は予め同意するものとします。</u> (M) <u>守秘義務</u> <u>a 契約者及び当社は本メニューに係る契約に関し知り得た相手方の業務上、技術上、経営上、その他全ての秘密情報を善良な管理者の注意をもって管理し、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に対して開示若しくは漏洩し、又は本メニューに係る契約の履行以外の目的に使用してはなりません。ただし、次のいずれかに該当するものについては、秘密情報に該当しないものとします。</u>

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2026年9月30日現在	
～2026年9月29日	2026年9月30日～
	<u>(a) 開示の時点において公知である情報</u> <u>(b) 開示以降自己の責に帰すべき事由によらず公知となった情報</u> <u>(c) 相手側から開示される以前に自己が正当に保持していたもの</u> <u>(d) 正当な権利を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく自己が合法的に入手したもの</u> <u>(e) 開示した情報によらずして自己が独自に開発したもの</u> <u>(f) 法令又は権限のある公的機関の要請により開示又は提供が求められたもの</u> <u>b 契約者及び当社は、前項により取得した情報の社内利用について、本来の利用目的の範囲内においてのみ使用することとし、不適切に流用してはなりません。</u> <u>c 契約者及び当社が前2項の規定に違反し相手方に損害を与えた場合は、共通編第27条（責任の制限）の規定に関わらず、双方協議の上損害賠償の責を負うものとし、その場合、通常の直接損害に限り、その賠償責任を負うものとし、</u> <u>d 本守秘義務の規定は、本メニューに係る契約の終了後においても、その効力を失わないものとし、</u> <u>(N) その他条件</u> <u>a Cato Networksが提供するCato Cloudの提供を中止又は停止する場合は、当社は、本メニューの提供を中止又は停止します。この場合、契約者は本メニューが利用できないことについて同意するものとし、</u> <u>b Cato Networksが本メニューに係る料金（Cato Networksが当社に対して請求するものをいいます。）を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、利用料金を値上げすることができるものとし、その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとし、</u> <u>c 本メニューに係るその他の条件は、当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）又は申込書等に定めるものとし、</u> <u>d 当社は、日本国外におけるCato Cloudの利用について、各国の法規制、条例、インターネットプロバイダーによる規制等への回答、及びCato Cloudまでの接続性について、何ら保証しないものとし、本契約者は、自らの責任において、法規制、条例への準拠の確認、及びインターネットプロバイダーを通じての正常動作確認を行うものとし、</u> <u>B 料金算定方法</u>

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2026年9月30日現在	
～2026年9月29日	2026年9月30日～
	<u>(A) 契約通貨</u> 本メニューの契約通貨は、日本円に限ります。 <u>(B) 標準時間</u> 当社は、本メニューについては、共通編料金表通則第1項にかかわらず日本時間（JST）を用いて計算します。 <u>(C) 利用料金及び工事費用の支払方法</u> 契約者は、本メニューの利用料金及び工事費用の支払方法について、次の区分から選択するものとします。支払方法におけるその他詳細については、当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）又は申込書等に定めるものとします。 <u>a 一括払い</u> 支払を要する利用料金及び工事費用の額について、当社が定める日までに一括で支払うものをいいます。 <u>b 分割払い</u> 支払を要する利用料金及び工事費用の額について、当社の定めに従い分割して支払うものをいいます。 <u>(D) 利用料金</u> <u>a 本メニューの利用料金は、本別冊、当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）又は申込書等に定める利用料金とします。その料金額については、申込書等に定めるものとします。</u> <u>b 契約者は、新規利用申込又は再利用申込を行いその承諾を受けたときは、本メニューに係るCato Cloud利用ライセンスの利用開始日から起算して、新規契約期間又は再契約期間の満了日までの期間について、本メニューに係る利用料金の支払いを要します。</u> <u>c 契約者は、アップグレードに係る利用申込を行いその承諾を受けたときは、その追加したCato Cloud利用ライセンスの利用開始日から新規契約期間又は再契約期間の満了日までの期間において、新規利用申込又は再利用申込に係る利用料金に加えて、その追加したCato Cloud利用ライセンスに係る利用料金の支払いを要します。</u> <u>d 利用料金に係るその他詳細については、当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）又は申込書等に定めるものとします。</u>

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2026年9月30日現在	
～2026年9月29日	2026年9月30日～
別添1～別添2 （略）	f.ntt.com/) 又は申込書等に定めるものとします。 (E) オプションメニューに係る料金 a 本メニューのオプションメニューとして提供する有償サポートに関する費用は有償サポート費とし、当社のサービスサイト (https://sdpf.ntt.com/) 又は申込書等に定めるところによります。その有償サポート費の額については、申込書等に定めるものとします。 b 契約者が、オプションメニューを申込み、その承諾を受けたときは、契約者は、オプションメニューにかかる費用の支払いを要します。 c 有償サポートの完了前に取消しがあった場合は、契約者は、その有償サポートに関して取消しがあったときまでに着手した有償サポートの部分について、その有償サポートに要した費用を負担していただきます。 d オプションメニューに係る料金のその他詳細については、当社のサービスサイト (https://sdpf.ntt.com/) 又は申込書等に定めるものとします。 (F) 工事費用 当社は、本メニューの利用申込において、当社のサービスサイト (https://sdpf.ntt.com/) 又は申込書等に定める工事費用を適用します。 別添1～別添2 （略）